

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十日

文部科学大臣 下村 博文

高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令

高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第四項を削る。

附則第四条の表の下欄中「理科総合、物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ又は地学Ⅰ」を「科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎」に改める。

附則第五条第一項の表の下欄中「理科総合」を「科学と人間生活」に、「物理Ⅰ」を「物理基礎」に、「化学Ⅰ」を「化学基礎」に、「生物Ⅰ」を「生物基礎」に、「地学Ⅰ」を「地学基礎」に改める。

附則第六条の表の下欄中「物理Ⅰ及び化学Ⅰ」を「物理基礎及び化学基礎」に、「生物Ⅰ」を「生物基礎

」に改める。

附則第七条の表の下欄中「理科総合」を「科学と人間生活」に、「物理Ⅰ」を「物理基礎」に、「化学Ⅰ」を「化学基礎」に、「生物Ⅰ」を「生物基礎」に、「地学Ⅰ」を「地学基礎」に改める。

別表中

国語	国語
総合	国語表現Ⅰ又は国語

を

国語	国語
----	----

に、

理科					数学
地学Ⅰ	生物Ⅰ	化学Ⅰ	物理Ⅰ	理科総合	数学
これらの科目のうちから受験者の選択する二科目					
地学Ⅰ	生物Ⅰ	化学Ⅰ	物理Ⅰ	理科基礎、理科総合A又は理科総合B	数学基礎、数学Ⅰ又は工業数理基礎

を

国語総合

					理科	数学
地学基礎	生物基礎	化学基礎	物理基礎	生活	科学と人間生活	数学
					科学、化学基礎、生物基礎、若しくは地学基礎のうちか	科学と人間生活及び物理基礎
地学基礎	生物基礎	化学基礎	物理基礎		科学と人間生活	数学Ⅰ又は工業数理基礎

外国語
英語
オーラル・コミュニケーションⅠ、英語Ⅰ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語

外国語	
英語	<p>ら受験者の選 択する一科目 の合計二科目 又は物理基礎 、化学基礎、 生物基礎若し くは地学基礎 のうちから受 験者の選択す る三科目</p>
コミュニケーション 英語Ⅰ又は学校設定 科目として設けられ	

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条の改正規定 公布の日

二 附則第四条から附則第六条までの改正規定並びに別表中数学及び理科の項の改正規定 平成二十六年四月一日

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の高等学校卒業程度認定試験規則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、次の各号に掲げる試験科目の区分に応じ当該各号に定める者に適用する。

一 数学及び理科 平成二十四年四月一日以後に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課

程により履修するものを除く。次号において同じ。）に係る教育課程の科目を修得した者

二 国語及び外国語 平成二十五年四月一日以後に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者

第三条 この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則（以下「旧規則」という。）別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次条において同じ。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上 欄	中 欄	下 欄
数学	数学基礎	数学
理科総合	総合理科、理科基礎、理科総合A又は理科総合B	科学と人間生活

物理学Ⅰ	物理学Ⅰ	物理基礎
化学Ⅰ	化学Ⅰ	化学基礎
生物Ⅰ	生物Ⅰ	生物基礎
地学Ⅰ	地学Ⅰ	地学基礎

第四条 旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで）に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

英語	英語	英語
国語	国語表現	国語
上欄	中欄	下欄
	オーラルコミュニケーションⅠ	

第五条 この省令の施行の際、既に高等学校卒業程度認定試験を受けて旧規則別表第一欄に定める試験科目

のうち次の表の上欄に掲げるものについて合格点を得た者に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄							
英語	地学 I	生物 I	化学 I	物理 I	理科総合	数学	国語
下欄							
英語	地学基礎	生物基礎	化学基礎	物理基礎	科学と人間生活	数学	国語

◎高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不正の行為を行った者等に対する処分）</p> <p>第十二条 文部科学大臣は、高等学校卒業程度認定試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>附則 抄</p> <p>第四条 次の表の上欄の各号に掲げる者に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目以外の試験科目についての試験を免除する。</p> <p>(略)</p> <p>イ〜ハ (略)</p>	<p>（不正の行為を行った者等に対する処分）</p> <p>第十二条 文部科学大臣は、高等学校卒業程度認定試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の規定による処分をしたときは、処分を受けた者の氏名、本籍及び現住所を官報に公告する。</p> <p>附則 抄</p> <p>第四条 次の表の上欄の各号に掲げる者に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目以外の試験科目についての試験を免除する。</p> <p>(略)</p> <p>イ〜ハ (略)</p>

備考 (略)	(略)	
	イ ハ (略)	二 科学と人間生活、 物理基礎、化学基礎 、生物基礎又は地学 基礎のうちから受験 者が選択した一科目

第五条 高等学校(学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む)

備考 (略)	(略)	
	イ ハ (略)	二 理科総合、物理 I 、化学 I、生物 I 又 は地学 I のうちから 受験者が選択した一 科目

第五条 高等学校(学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む)

む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

(略)	基礎理科、理科Ⅰ又は総合理科	科学と人間生活
物理、物理A、物理B、物理Ⅰ、物理ⅠA又は物理ⅠB	物理基礎	
化学、化学A、化学B、化学Ⅰ、化学ⅠA又は化学ⅠB	化学基礎	
B 生物、生物Ⅰ、生物ⅠA又は生物ⅠB	生物基礎	
地学、地学Ⅰ、地学ⅠA又は地学Ⅰ	地学基礎	

む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

(略)	基礎理科、理科Ⅰ又は総合理科	理科総合
物理、物理A、物理B、物理Ⅰ、物理ⅠA又は物理ⅠB	物理Ⅰ	
化学、化学A、化学B、化学Ⅰ、化学ⅠA又は化学ⅠB	化学Ⅰ	
B 生物、生物Ⅰ、生物ⅠA又は生物ⅠB	生物Ⅰ	
地学、地学Ⅰ、地学ⅠA又は地学Ⅰ	地学Ⅰ	

B	(略)
(略)	(略)

254 (略)

第六条 旧専門学校入学者検定規程による試験検定、旧実業学校卒業程度検定規程による検定又は旧高等試験令第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験において次の表の上欄に掲げる教科及び科目又は科目について合格点を得た者（これらの試験検定、検定又は試験に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

(略)	(略)
理数科物象又は物象	物理基礎及び化学基礎
理数科生物又は生物	生物基礎
(略)	(略)

B	(略)
(略)	(略)

254 (略)

第六条 旧専門学校入学者検定規程による試験検定、旧実業学校卒業程度検定規程による検定又は旧高等試験令第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験において次の表の上欄に掲げる教科及び科目又は科目について合格点を得た者（これらの試験検定、検定又は試験に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

(略)	(略)
理数科物象又は物象	物理Ⅰ及び化学Ⅰ
理数科生物又は生物	生物Ⅰ
(略)	(略)

第七条 旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

(略)	基礎理科、理科Ⅰ又は総合理科	(略)
物理、物理ⅠA又は物理ⅠB	科学と人間生活	(略)
化学、化学ⅠA又は化学ⅠB	物理基礎	(略)
生物、生物ⅠA又は生物ⅠB	化学基礎	(略)
地学、地学ⅠA又は地学ⅠB	生物基礎	(略)
(略)	地学基礎	(略)

第七条 旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

(略)	基礎理科、理科Ⅰ又は総合理科	(略)
物理、物理ⅠA又は物理ⅠB	理科総合	(略)
化学、化学ⅠA又は化学ⅠB	物理Ⅰ	(略)
生物、生物ⅠA又は生物ⅠB	化学Ⅰ	(略)
地学、地学ⅠA又は地学ⅠB	生物Ⅰ	(略)
(略)	地学Ⅰ	(略)

別表（第四条及び第五条関係）

理科	数学	(略)	国語	試験科目の属する教科	試験科目	第一欄
科学と人間生活	数学	(略)	国語			
科学と人間生活及び物理基礎、化学		(略)				
科学と人間生活	数学Ⅰ又は工業数理基礎	(略)	国語総合		高等学校の科目	第二欄

別表（第四条及び第五条関係）

理科	数学	(略)	国語	試験科目の属する教科	試験科目	第一欄
理科総合	数学	(略)	国語			
これらの科目のうちから受験者の選		(略)				
理科基礎、理科総合A又は理科総合B	数学基礎、数学Ⅰ又は工業数理基礎	(略)	国語表現又は国語総合		高等学校の科目	第二欄

<p>外国語</p>					
<p>英語</p>	<p>物理学基礎</p>	<p>化学基礎</p>	<p>生物基礎</p>	<p>地学基礎</p>	<p>基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する二科目</p>
<p>コミュニケーション英語Ⅰ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語</p>	<p>物理学基礎</p>	<p>化学基礎</p>	<p>生物基礎</p>	<p>地学基礎</p>	

<p>外国語</p>					
<p>英語</p>	<p>物理学Ⅰ</p>	<p>化学Ⅰ</p>	<p>生物Ⅰ</p>	<p>地学Ⅰ</p>	<p>択する二科目</p>
<p>オーラル・コミュニケーションⅠ、英語Ⅰ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語</p>	<p>物理学Ⅰ</p>	<p>化学Ⅰ</p>	<p>生物Ⅰ</p>	<p>地学Ⅰ</p>	

